

自然災害警報等発令時の休園等判断基準表（令和8年6月10日改定）

宇城市

警報等発令時の保育として、下表のとおり対応しますのでご理解願います。

警報等の種類	警報等の発令・解除	保育園開園時間
暴風警報 暴風雪警報	暴風等の警報時での保育園では、飛来物による窓ガラスの破損、それによる暴風雨の室内侵入による被害等、不測の事態が考えられますが、暴風圏内であっても、地域性や立地環境により現場の状況に差異が生じることから、施設長が危険と判断した場合は、休園とします。	
避難指示（警戒レベル4） *避難指示（警戒レベル4）については、市が発令を判断するものであることから、従来の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報が出されるタイミングと異なる場合があります。 また、地域的な避難指示の場合は、その地域の園を対象とします。	発令中	休園
	正午前に解除	解除後1時間後に開園。 登園時は、周囲の状況に注意しながら、登園をお願いします。
	正午以後に解除	休園
	開園中に発令	保育を継続しますが、周囲の状況に注意しながら、速やかにお迎えをお願いします。 *避難指示発令時は、直ちにお迎えを依頼します。
大雨・洪水・高潮・土砂・大雪警報（警戒レベル3、高齢者等避難以上）	原則として保育を行います。周囲の状況に注意しながら、登園・お迎えをお願いします。 但し、宇城市ハザードマップにおける「洪水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」、「高潮浸水想定区域」に該当する施設及び施設長が危険と判断した場合は、休園又は登園自粛要請可能とします。開園中に発令され、休園を決定した場合は、保護者に対し、安全に配慮した上で、速やかにお迎えを依頼します。 ※解除については、避難指示（警戒レベル4）に準ずる。	
地震 震度5弱以上	開園前に発生	開園前の状況により、次の①～③を確認し、施設の運営が困難な場合は、臨時休園。 ①施設や近隣の被害状況を確認（できる限り複数人で実施。） ②ライフラインの確認（電気、水道、ガス等） ③保育が可能な職員体制等の確認

	開園中に発生	<p>次の①～③を確認し、施設の運営が困難な場合は、臨時休園。</p> <p>①施設や近隣の被害状況を確認（できる限り複数人で実施。）</p> <p>②ライフラインの確認（電気、水道、ガス等）</p> <p>③保育が可能な職員体制等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休園とする場合、保護者に対し、安全に配慮した上で、速やかにお迎えを依頼する。 ・保護者がお迎えに来ることが困難なため、園で待機する場合や、避難場所への避難を実施する場合、保護者と適宜情報共有を行う。
津波警報	開園前に発生	<p>津波浸水想定区域に位置する施設は、臨時休園。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休園後、津波注意報が解除された場合は、各施設において安全に配慮して開園を判断する。
	開園中に発令	<p>津波浸水想定区域に位置する施設は、園児の引き渡し終了後、臨時休園。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発令後、直ちに安全な場所への避難を実施する。 ・安全を確保した後、臨時休園に係る対応を行う。 ・保護者に対し、安全に配慮した上で、速やかにお迎えを依頼する。 ・保護者と適宜情報共有を行う。

※暴風・大雨・洪水警報の場合は、停電、断水等が想定されますので、弁当・水筒の持参をお願いすることもあります。（午後開園時は、水筒のみ。）

※【熊本地方（宇城八代地域）】のマスコミの気象情報、宇城市災害情報メールにご留意ください。

※全般的に、地域の道路等の状況や気象の状況で登園が危険な場合は、登園を見合わせてください。